

袖ヶ浦市監査委員告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

令和4年4月25日

袖ヶ浦市監査委員 阿 津 光 夫

袖ヶ浦市監査委員 笹 生 典 之

令和3年度定期監査の結果（令和4年2月25日付け）に対する措置

指摘事項	指摘事項に対する措置内容
<p><u>予算の定めによらない契約その他の行為について【農林振興課】</u></p> <p>農道・農業用排水路維持管理費について、令和3年3月に発注した修繕工事費及び重機借上げ料等を、令和3年6月に発注したものとして契約及び検査を行い、令和3年度予算で支出していた事例が認められた。</p> <p>地方自治法第208条では、会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものと規定されており、工事請負費、物件購入費等の会計年度の所属区分は、地方自治法施行令第143条第1項第4号により、履行があった日の属する年度と規定されている。</p> <p>また、袖ヶ浦市財務規則第150条第1項では、予算執行者等は、契約者が給付を完了したとき等、自ら又は当該契約に係る事務を担当する職員以外の職員に命じ、当該契約に基づく給付の完了の確認をするため必要な検査をしなければならないと規定されている。</p> <p>今後は、法令遵守の徹底と財務に関する事務の重要性を認識し、再発防止に努めること。</p>	<p>修繕工事等を実施するにあたっては、要望書の受付から工事完了までの一連の手続きについて、予算は担保されているか、添付書類の漏れはないか、手続き上の齟齬はないか、予算執行にあたって不備はないかなど書類上のチェックを今まで以上に入念に行うことといたしました。</p> <p>また、文書財務システムにおいても予算の執行状況や起案日などを確認いたしまして、手続きの一連の流れを把握すると共に、会計年度と工事等の履行日が同一であることの確認を徹底しております。</p> <p>さらに、窓口等で受け付けた要望書等については、班内での情報共有はもとより、所属長にも報告をして工事の実施時期を決定し、同一年度内に工事の完了、検査及び支払いが行われるように進捗管理の方法を見直して、適切な執行に取り組むことといたしました。</p>